

第9回政策評価審議会（第12回政策評価制度部会との合同）議事録

1. 日 時 平成29年7月21日（金）15時30分から17時30分

2. 場 所 中央合同庁舎第2号館 第3特別会議室

3. 出席者

（委員）

岡素之会長、森田朗会長代理（政策評価制度部会長）、牛尾陽子委員（政策評価制度部会長代理）、薄井充裕委員、田中弥生委員、田淵雪子委員、松浦正敬委員（テレビ会議による出席）、白石小百合臨時委員、田辺国昭臨時委員、小野達也専門委員、加藤浩徳専門委員、岸本充生専門委員、堀田聡子専門委員

（総務省）

若生総務審議官、讃岐行政評価局長、吉開官房審議官、泉官房審議官、菅原総務課長、長瀬企画課長、大槻政策評価課長、高橋企画課企画官、飯塚客観性担保評価推進室長

4. 議 題

- 1 政策評価の基本方針の一部変更及び規制の事前評価の実施に関するガイドラインの一部改正について
- 2 政策評価制度部会における取組状況について
- 3 政策評価制度に関する諸状況について
- 4 行政評価局調査について

5. 資 料

資料1 政策評価審議会名簿、政策評価制度部会名簿、各ワーキング・グループ名簿

資料2－1 政策評価に関する基本方針の一部変更及び規制の事前評価の実施に

- 関するガイドラインの一部改正について（諮問）
- 資料 2－2 政策評価に関する基本方針の一部変更案
- 資料 2－3 規制の事前評価の実施に関するガイドラインの一部改正案
- 資料 2－4 政策評価に関する基本方針の一部変更等に係る諮問の概要
- 資料 2－5 政策評価に関する基本方針の一部変更及び規制の事前評価の実施に関するガイドラインの一部改正について（答申）（案）
- 資料 3 政策評価制度部会における取組状況
- 資料 4 証拠に基づく政策立案（EBPM）推進の取組
- 資料 5 行政評価局調査について
- 資料 6 今後の審議日程
- 参考資料 1 公共事業に係る政策評価の点検結果（平成28年度）（概要）
- 参考資料 2 平成28年度 政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告（概要）
- 参考資料 3－1 「平成29年度行政評価等プログラム」のポイント
- 参考資料 3－2 平成29年度行政評価等プログラム

6. 議事録

（岡会長） 定刻となりましたので、第9回政策評価審議会と第12回政策評価制度部会の合同会合を開会いたします。

4月1日付の委員改選後、去る5月15日には第8回政策評価審議会と第11回政策評価制度部会の合同会合を持ち回りにより開催し、会長互選を経て、引き続き私が会長を務めさせていただくこととなりましたので、よろしくお願いいたします。

また、森田委員には会長代理、部会長をお引き受けいただくなど、新たな体制となっております。よろしくお願いいたします。

さらに、7月20日付で堀田聰子専門委員が就任されました。ここで堀田専門委員から、自己紹介をかねまして御挨拶いただければと思います。よろしくお願いいたします。

（堀田専門委員） 初めまして、慶応義塾大学の堀田と申します。政策評価は全く専門ではございませんが、特に担い手の観点から、より人間的で持続可能なケア、そして地域づくりを考えております。よろしくお願いいたします。

（岡会長） ありがとうございます。審議会の新しい体制につきましては、お手元の資

料1の委員名簿を御覧ください。

なお、御紹介が遅くなりましたが、本日、松浦委員には松江市からテレビ会議システムにより御出席いただいております。松浦さん、御苦勞様でございます。

(松浦委員) よろしく申し上げます。

(岡会長) また、堤専門委員が今日は御欠席でございます。岸本専門委員、加藤専門委員、白石臨時委員のお三方は、遅れて御出席いただくこととなっております。

また、事務局に人事異動がありました。事務局の新たな体制につきましては、お手元の配席図のとおりでございますので、御参照ください。

それでは、早速ですが、議題1に入ります。政策評価に関する基本方針の一部変更などについて、総務大臣から諮問を受けております。本件に関しまして、まず事務局からの説明をお願いいたします。

(大槻政策評価課長) それでは、資料2-1を御覧ください。政策評価に関する基本方針の一部変更及び規制の事前評価の実施に関するガイドラインの一部改正につきましての鑑の文書でございます。基本方針の変更に当たっては、政策評価法上、総務大臣は審議会の意見を聞くこととされております。また、「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」の改正のような政策評価に関する基本的事項につきましても、諮問に応じて調査審議いただくことが審議会の所掌事務とされております。このため、今般諮問させていただくものでございます。

続きまして、資料2-2と資料2-3につきまして、それぞれ下線で引いたところが変更点でございます。資料2-4で御説明します。最初の枠囲みの部分にあるとおり、総務大臣から、「①政策評価に関する基本方針の一部変更」、「②規制の事前評価の実施に関するガイドラインの一部改正」について、諮問がございました。

内容としては、この3月に第7回政策評価審議会（第10回政策評価制度部会）において取りまとめられました「規制に係る政策評価の改善方策」の内容について具体化を図るものでございます。①にあります、基本方針の一部変更についてです。改善方策（4）に基づきとありますが、資料2-4の右にまとめて載っている改善方策の概要「（4）事後検証の実施」に対応しております。昨年の規制改革実施計画の閣議決定で、各府省が規制レビューを行うことに関連し、評価の事後検証を行うこととされたことを踏まえまして、今回、事後検証を導入するものでございます。事前評価時の想定と事後とを比較、検証して、規制の妥当性を確認するといった中身でございます。

資料２－４の左に戻りますと、基本方針において、各行政機関が定める基本計画における事後評価の対象政策として定めるべきものについての記載がありまして、こちらに規制に係る政策を記述することで、各府省に対しまして事後評価を義務づけるものでございます。

それから、②のガイドラインの一部改正について、改善方策の（１）から（５）に基づき改正を実施とあります。改善方策の（１）事前評価の活用方法として、「規制のライフサイクル」という考え方がございまして、規制の検討段階から審議会での関係者によるコンサルテーションの段階、規制を決める段階、事後検証の段階の各段階におきまして、評価を活用してくださいといったことを示すものでございます。

それから、改善方策（２）で「基本的評価手法」がございまして。費用便益分析を前面に出した現行の仕組みにおいて、社会、経済、環境などの様々な分野への影響を漏れなく想定することに重点を置きました。特に、規制の相手方、国民や事業者が守らなければいけない遵守費用の明確化を重視するものであります。

それから、改善方策（３）の「簡素化した評価手法」についてです。規制によっては行政の意思決定要素が少ないものもございまして、こういったものは簡素化した手法でできるのではないかとございまして。

飛びまして、改善方策（５）の「関係機関との連携」について、規制改革推進会議、公正取引委員会とはこれまでも連携してきたところでございまして、引き続き連携を行っていくという趣旨でございまして。

資料２－４の一番下、「スケジュール（予定）」とあります。審議会の答申を頂けましたら、7月下旬を目途に基本方針の閣議決定、それからガイドラインの各府省連絡会議の了承を行いたいと思っております。周知期間を経まして、10月1日にこれらを施行する予定を考えてございまして。

事務局からの説明は以上です。

（岡会長） ありがとうございます。本件につきまして、ただいまの説明に加えまして、規制評価ワーキング・グループの田辺主査から追加の御説明をいただければと思います。よろしく願いいたします。

（田辺臨時委員） では、若干補足させていただきます。今回の基本方針の変更、それからガイドラインの一部改定というものは、規制評価ワーキング・グループ及び政策評価制度部会で議論されたことを漏れなく反映したものとなっていると考えております。特に、

一番目にコンプライアンスコストと言われる遵守費用を定量化して、社会に見えるようにするという点、二番目に規制のライフサイクルという考え方を取り入れ、事前事後の評価を一貫して手続の中に入れていこうという点、三番目にデシジョンメイキングと関係の薄い規制等の議論について、簡素化して負担を軽減しているという点に関して、我々のワーキング・グループで議論したものを的確に取り入れていただいたものと考えております。

従来、規制評価とは、規制の中身が決まった後で紙をつくる作業と捉えられていたところがありましたが、今回のガイドライン改正によって、デシジョンメイキングのプロセスの中に組み込むことができるという点で、非常に評価できるのではないかと考えます。

また、事務局においては、事前に各府省との間で協議等をしていただき、規制のコンプライアンスコストをきちんと定量化するように従来から言っていたところですが、なかなか各府省に実施していただけなかったところでもあります。ガイドラインが了解された折には、しっかりと、国民に対して費用が見えるような形で評価書を作成して、その情報を出していただくという方向に一步踏み出していきたいと思っております。

今後、このガイドライン、それから基本方針が了承された暁には、ここに示された観点を、各府省がしっかりと行っているのかという点に着目しつつチェックをしていくことで、この規制の評価に関わるクオリティを全体として上げていくことに寄与していければと考えているところでございます。

以上、補足を申し上げました。

(岡会長) ありがとうございます。

それでは、ここから審議に移りたいと思います。どなたでも結構でございます。御発言をお願いいたします。

薄井委員、何かございませんか。

(薄井委員) 今、田辺臨時委員から御説明があったとおり、規制そのものについてはクオリティが上がるということです、そこは非常に評価できるのではないかと思います。

(岡会長) ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。田淵委員、何かございますか。

(田淵委員) 御説明ありがとうございます。最後に田辺臨時委員がおっしゃった、今後、実施状況をチェックしていくという観点が非常に重要になるかと思っておりますので、しっかり活用できるよう、ワーキング・グループでもチェックをしていただければと思います。よ

ろしくお願ひします。

(岡会長) ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。松浦委員、何かございますでしょうか。

(松浦委員) 特にございませんが、実効性のあるものにしていただきたいと思っております。

(岡会長) ありがとうございます。ほか、よろしいですか。

それでは、御意見がなさそうですので、総務大臣から諮問がありました政策評価に関する基本方針の一部変更などについて、お諮りしたいと思います。本件につきまして、当審議会としては、本日示された一部変更などの案については、これを適当と認めると決定させていただくことでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(岡会長) ありがとうございます。異議なしと認めます。

なお、事後の処理につきましては、私に御一任いただくということで御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(岡会長) ありがとうございます。それでは、そのように取り扱わせていただきます。

答申につきましては、審議会終了後に、事務局から総務大臣に届けさせたいと思います。

続きまして、議題2、「政策評価制度部会における取組状況」につきまして、まず事務局から説明をお願いいたします。

(大槻政策評価課長) 資料3を御覧ください。政策評価制度部会における取組状況をワーキング・グループごとに報告させていただきます。

最初の目標管理型評価ワーキング・グループでございますけれども、6月に第8回を開催したところでございます。平成29年度の主な検討事項として、事前分析表の作成における、ロジックモデルの活用といったことを考えております。これを活用していくためには、この意義と課題を整理する必要があると考えております。意義については、施策の目的と手段の関係が図表によって分かりやすく把握できること、また、課題については、多数の達成手段が設定されている施策への対応といったことがございますけれども、これらについて更に検討を深めてまいりたいと思っております。併せて、ロジックモデルを試行的に作成して、更に検討を進めてまいりたいと思っております。

「平成29年度の取りまとめの方向性」としては、これらを改善方策として取りまとめて、

各府省への横展開・普及を図る方向性を考えております。

それから、規制評価ワーキング・グループですけれども、中身は、前の議題で説明いたしましたとおりでございますが、改善方策に基づく改正が本年の10月1日に施行される予定ということでございます。以降、各府省において評価書が出てまいりますので、その実施状況のチェックを進めていきたいと考えております。

それから、三点目、公共事業評価ワーキング・グループです。5月、7月に第6回、第7回と、開催したところでありますが、「平成29年度における主な検討事項」として、三つございます。「① 完了後の事後評価の効果的な活用とその推進」、「② 事業効果等の的確な把握・分析の実施」、「③ 事業区分間の比較分析等を通じた、より効果的な評価手法の検討」とあり、具体的に、「完了後の事後評価」については、平成29年3月の中間取りまとめを踏まえ、その効果的な活用・推進に向けた具体的な改善方策を検討してまいります。

資料に「事例研究」とありますけれども、昨年度点検しました事業の事例を更に深めて研究していくということでございます。また、「完了後の事後評価未実施の事業における課題等の把握」とございますが、完了後の事後評価等は、これまで国土交通省、農林水産省においては取り組まれているところですが、それ以外の省につきましても課題などの把握を考えてございます。

また、最後ですけれども、「公共事業評価の点検を実施」ということで、「事業区分間の共通性・類似性に着目」とあります。異なる省の異なる事業ではありますけれども、同様の施設を整備する場合だとか、例えば、防災などがそうですけれども、同じ事業効果を狙った場合がございます。そういった事業を横並びで比較をしてみて、評価の共通的な改善方策を見出せないかといった趣旨でございます。

ただ、公共事業はたくさんございますので、その中から9事業区分20件程度を選定しまして、重点的に点検をしていこうと考えております。また、「ワーキング・グループの知見も得つつ、改善策等を検討」については、現地調査機能の発揮ということで管区行政評価局を活用し、この8月から情報収集を進めてまいりたいと思っております。これらの取りまとめを行い、公共事業評価の質の向上を図ってまいりたいと考えております。

事務局からの説明は以上でございます。

(岡会長) ありがとうございます。ただいまの事務局の説明等につきまして、各ワーキング・グループの主査の方をはじめ、追加の御説明をよろしく願います。まず目標管理型評価ワーキング・グループの主査をしていただいております森田会長代理から、お願

いたします。

(森田会長代理) ありがとうございます。簡単に申しますと、これまで目標管理型の評価ということを行ってきたわけですが、そこでは改めて評価のための情報をつくり出す作業が大きな負担になっていたと思われます。そこで、それぞれの担当部局において、目標を達成するためにどういう手段があるのか、その手段をどのようにして選択をしていったのか、そして、その手段を実現するために更に何が必要なのか、そうした一種の因果関係をロジックモデルと呼んでおりますけれども、それを図で表すということをやっていたかこうと考えております。ロジックモデルの作成は、評価以前の政策形成のプロセスにも重なるわけですが、それを明確化することによって、どの段階をどの程度達成したかということを明らかにし、政策の実施状況の表現と、それに対する評価を可能にする。そういう仕組みにできるよう進めていきたいと思って提案しております。

ただ、現実には、因果関係と言いましょか、ロジックモデルをつくると言いましても、様々な形態がありますので、現在は各府省でいろいろと取り組んでみていただいて、それをこちらで集めてリファインしていくというプロセスを考えているところでございます。以上でございます。

(岡会長) ありがとうございます。ただいまの目標管理型評価のテーマにつきまして、ほかの委員の方、何か御意見があればお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。もしあれば後ほどでも結構でございます。

続きまして、規制評価ワーキング・グループ主査の田辺臨時委員からお願いいたします。

(田辺臨時委員) 先ほどの議題1の審議において、基本方針の一部変更、それからガイドラインの一部改正についてお認めいただいたところでございます。これに伴いまして、どういう形で規制評価というものを変えていこうかということに関する議論は、一応終結したと考えているところでございます。

今後は、先ほども若干申し上げましたが、まずはこの改正の方向で、規制評価というものが実際に、各府省において回っているのかを確実にチェックし、各府省における実施を促してまいりたいと思っております。漫然とチェックするのではなく、改正の中でポイントになった点、つまり遵守費用というのが定量化され、見える形になっているのかという点に重点を置くことを考えております。

それから、二番目としまして、規制のライフサイクルという発想があります。事前事後に結びつくような形で規制評価の考慮がなされているのかという点。それから、三番目と

しまして、簡素化した評価というものを設けましたので、ある規制が簡素化するものに当たっているのかどうかという、この三つのポイントがおそらくチェックの主要な部分になるかと思えます。他の側面に関しても、どういう形でチェックをしていけば良いのかということに関して、今後議論し、確実にそれをチェックし、各府省にも実施していただける体制を作ってまいりたいと思っております。

以上、御報告申し上げます。

(岡会長) ありがとうございます。公共事業評価ワーキング・グループ主査の白石臨時委員が遅れておりますので、後ほど来られてからお話をお聞きしたいと思います。

続きまして、議題3の「政策評価制度に関する諸状況について」、事務局からの説明、報告をお願いしたいと思います。

(大槻政策評価課長) 資料4を御覧ください。証拠に基づく政策立案、すなわち、Evidence Based Policy Making、E B P Mの推進の取組の関係でございます。この1月に開催が決まりました統計改革推進会議におきまして、政府全体におけるE B P Mの定着、あるいは統計の国民のニーズへの対応等、こういったことを議論してきまして、改革の方向性がこのたび5月に取りまとめられました。

これから、その進捗状況をチェックしていく段階でございます。このE B P Mに関しましては、基本的には来年度、平成30年度には各府省において推進、統括をするための体制をきちんと整備して、これはE B P M推進統括官というふうに置いておりますけれども、これを本格的に回していくということが想定されています。

しかし、今年度、当面行うことができるものとして、いわば先行的な取組が三つ予定されているところであります。資料には、「政策」、「施策」、「事務事業」と書かれたピラミッドがございますけれども、最上位の「政策」につきましては、今後、経済財政諮問会議事務局が改革工程の進捗状況の定量的評価等を行っていくということでございます。それから、「施策」につきましては、総務省行政評価局が、政策評価の仕組みを活用し、各府省のE B P M推進状況をチェックするというところでございます。

この証拠に基づく政策立案というE B P Mの考え方は、政策評価においても同じでございますので、各府省が行う評価、あるいは作成した評価手法を見る中で、データ・所在情報が明記されているか、あるいはデータ分析の妥当性等がどうかといったことを確認することにより、各府省におけるE B P Mの推進状況も分かるのではないかと考えております。

総務省行政評価局の取組に、「政策効果の把握・分析手法についての実証的共同研究」と

あります。EBPMにおきましては統計的な手法の活用が想定されており、比較の手法について高度なRCTから、そこまで高度でないものまで含めまして様々なものが考えられるところがございますので、これらの手法について検討するとともに、実際に研究の対象となるような行政分野、テーマを選定して、総務省と各府省での共同研究を行うことを考えております。

具体的には、この後、予算要求を行いまして、平成30年度に実際に研究を本格的に進めてまいる予定でございますけれども、今年度におきましても、まずは勉強から始めたいと考えております。

それから、「事務事業」ですけれども、これは行政改革推進本部事務局におきまして、毎年行政事業レビューが行われており、このレビューシートにおいてエビデンスが明確化されているかといったところを見ていくということでございます。

(岡会長) ありがとうございます。先ほどの政策評価制度部会における取組状況及びただいまの政策評価制度に関する諸状況、両方のテーマについて、御意見、御質問があればお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

田中委員、どうぞ。

(田中委員) 御説明ありがとうございます。資料4について、二点申し上げたいと思います。今までこのピラミッドの図は、私の記憶では、二段だったと思うのですが、いつの間にか三段になりました。二段のときも、行政事業レビューと総務省の評価をどう連携させるかという点が大きな議題になっておりましたが、そこにこの諮問会議の工程改革表が入ったことによって、連携がより複雑になったと感じております。

もう少し具体的に申し上げれば、一番上位の「政策」における評価、判断については、「施策」や「事務事業」のデータが上がっていった自動的に一番上の「政策」の効果の判断ができるというのが理想的ですが、今の状況ですと、それぞれ三つの層でばらばら又は重複して評価を行うということが起こり得るのではないかと感じております。以前からも政策評価と事業レビューの連携が課題だと言われていたのですけれども、それが整わないうちに三つ目のピラミッドができております。こここのところの整理整頓をきちんとしないと、現場がまたかなり疲弊するだろうというのが一点です。

二点目ですが、評価の手法に関して、先ほどRCTの話もありましたし、それから、目標管理型のところでロジックモデルの話もあったのですが、どうも日本ではある種の手法が紹介されると、みんなそこに集中する、あるいは、それ自体が目的になってしまって、

向く政策、向かない政策というものがあるにもかかわらず、何がなんでもその手法でやってしまうという傾向があります。

したがって、基本はこういうものを使うとしても、そこは少しフレキシビリティを持って、向き、不向きがあるのではないか、あるいは、別の方法があるのではないか、というのり代の部分も合わせて各府省に紹介をするということが必要ではないかと思います。以上です。

(岡会長) ありがとうございます。今の田中委員からの御指摘について、事務局のコメントがあれば。

(大槻政策評価課長) これからどうEBPMを推進していくかという体制の関係でございますけれども、トップに官民データ活用推進戦略会議という閣僚級の会合がありまして、その下に政府横断的なEBPM推進委員会が今後置かれる予定だと聞いております。この中で、各府省も中に入るわけですけれども、この三つの先行的な取組である、経済財政諮問会議事務局による取組、総務省行政評価局による取組、行政改革推進本部事務局による取組を報告しつつ、相談しながら進めていくということを想定していますので、先生の御指摘のようにバラバラになることのないように、お互いEBPM推進委員会を中心にしながら進めてまいりたいと考えております。

評価の対象として選ぶ取組についても、重複があったら本当に意味がない話でございます。今聞いておりますのは、もともと経済財政再生の計画を経済・財政一体改革推進委員会というところで作ってしまして、それに基づく、よりマクロ的な施策もたくさん入ったアクションプランがございますので、経済財政諮問会議においては、その中から選んだ「政策」の進捗状況を見ていくと聞いております。また、行政事業レビューでは、「事務事業」の細かいものから選定して、これを追いかけていくということでございます。総務省としては、この二つを見ながら、「施策」レベルのところではどんなふうにチェックができるのかを、よく考えてまいりたいと思っております。

それから、二点目の、手法に振り回されるとうまくいかないのではないかと、ということは、まさにおっしゃるとおりでございます。理想的には、研究の場において、これまで実績がありました統計的な手法を活用していくというのも一つでございます。また、もう少し地道なところで、例えば、行政評価局の調査などでも、いろいろな施策につきまして、施策が打たれた地域とそうでない地域を比較して、施策に本当に効果があったのかといったことを確認したりといった観点から物事を眺めていくということもこれまでやってきた

ところでございます。

いろいろなやり方をよく考えた上で、どういったことであれば、国民であったり、あるいは各府省の政策立案者であったり、いろいろな関係者が納得できるような証拠に基づく政策立案ができるのかといったことを、これからよく考えてまいりたいと思っております。

(岡会長) ありがとうございます。

ここで白石臨時委員と加藤専門委員が到着されました。

今、議題2と3のテーマについての自由討議の場がありますが、白石臨時委員には、議題2のテーマについて、公共事業評価ワーキング・グループの主査としてコメントをいただきたいと思っておりますので、お願いいたします。

(白石臨時委員) 発言の機会を頂きまして、誠にありがとうございます。公共事業評価ワーキング・グループは、今年度に入りまして二回行っております。

ここ数年、公共事業評価ワーキング・グループでは、事業完了後の事後評価を中心に活動しており、いわゆる点検というものを進めております。これは、従来からずっと続いておりまして、選定された事業を丁寧に見まして、総務省から様々なアドバイスや指摘をするという地道な作業をしているものでございます。今年度は事業を一つ一つの単位で見ればだけでなく、いわゆる共通項に着目して、その共通項のくくりの中で評価をすることを考え、プロジェクト事業を行っていかうとしております。

また、完了後の事業評価につきましては、ワーキング・グループとして現地視察も実施するという話が出ているところでございます。ありがとうございました。

(岡会長) ありがとうございました。

それでは、戻りまして、議題2、議題3のどの部分でも御意見、あるいは御質問があればお願いしたいと思います。

薄井委員、どうぞ。

(薄井委員) 先ほどの田中委員からの御指摘については、私も全く同じ感想を持っており、非常に切れ味の鋭い御指摘だと思えました。その上で、私自身がこのEBPMというものについて理解が足りないことにもよるのかもしれませんが、直感的に整理しなければいけないと思うところがあります。それは、歴史的、伝統的に行われてきた既存の政策であれば一定程度の証拠はいくらでも出るだろう考えられますが、先端的、先駆的な事業の場合は、その証拠というものがいわば伝統的、歴史的なものと同じではなく、証拠の質はおのずと変わってくるのだろうということです。したがって、証拠というこの言葉自

身についての考え方や定義に関しては、どういう証拠を、どういった局面で、誰に向かってアピールしたら良いのかという点も含めて、政策の実施主体が混乱しないように、しっかりと議論をして、その上で徐々にEBPMの実施段階に入っていくべきものではないかなという感想を持ちます。

(岡会長) ありがとうございます。今の薄井委員の御意見に対して、何かコメントはありますか。

(大槻政策評価課長) まさにエビデンスは何かということをよく整理しなければいけないと思っております。薄井委員の御指摘のように、これまでの延長線上の施策であれば、データがとれる見通しが立つかもしれない。しかし、全く新しい飛躍した政策を行うときに、どういうデータを取ればよいのか分からない場合もあるし、取ったことがないデータを考えなければいけない場合もあるかと思えます。

そういった事例も想定しながら諸外国ではどうしているかなども考えながら整理をしてまいりたいと思っております。

(岡会長) ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。田辺臨時委員、どうぞ。

(田辺臨時委員) EBPMという中で、一番分かったような、分からないような点は、エビデンスというものは一体何なのかというところがございます。このエビデンスに関しては、特に医療分野は典型的でありますけれども、エビデンスのレベルというのが高いものから低いものまであります。一番高いものはランダムに対象を選び、一方に施策を行い、もう一方では施策を行わないとして、その効果を比較するというものであります。

それはなかなかお金がかかってできないというときに、二番目として例えば、完璧にコントロールできないものの、統計手法を使って、できるだけほかの条件に関してそろえるように補正をして、施策の実施についてwithとwithoutのところを見るものであります。

三番目は、このコントロールが一切なされていないデータを比較で見ってみるであるとか、タイムシリーズで見ってみる等々で、変化がある、変化がない、違いがある、違いがないということを見ていくものであります。ただ、これについては、比較条件に関してコントロールがなされていませんから、証拠のレベルというのが低いということになります。

最後は、少数の事例を見てみて、それで例えば、トリートメントがあったものとなないものを、統計的に有意ということは言えないにせよ、10件程度見て、それで違いがあったかどうかというものであります。現実的な証拠のレベルはこれくらいだと思います。という

のも、一番高いレベルの証拠を全てにおいて求めるのであれば、全部社会実験をやれということになりますが、それは費用等を考えてもなかなか難しいからです。また、政策、施策レベルにおいて、どういう証拠が必要とされるのかというのは場面によって異なると考えます。

他方、今日本で社会実験と言われているものはコントロール不可能なところ、手を挙げたいところが手を挙げて、それにやらせてみて、やっていないところと比較してどのような違いが生じるかを見るということになります。これだと、やはり証拠のレベルとしては若干低いというところがありますので、適切な証拠のレベルと、それに見合う施策の質をよく考えていただきつつ、全体としてはこの証拠のレベルを上げていくという方向に持っていくということが必要なのではないかと考えています。

Evidence Based Policy Makingと言いますが、エビデンスがない、要するに、効くか効かないか分からない施策を行うなというのが、基本的なフィロソフィーであります。ただ、このフィロソフィーが完璧に貫徹されるような社会状況、政治状況、行政状況では必ずしもありませんので、どの分野に何が必要なのかということきちっと整理した上で、証拠のレベルと政策、施策の質を組み合わせ、適切にお考えいただきたいと考えているところでございます。

(岡会長) ありがとうございます。何かコメントありますか。

(大槻政策評価課長) 田辺臨時委員の御指摘は、重要な観点だと思います。通常、施策ですと、目標があって、その目標の達成度合いを示すための指標をどう考えるかということがございますが、この指標をエビデンスと見た場合、どの程度のものが得られるのか、必要なかといったことを考える必要がございます。

また、もう少し、事務事業レベルに下がってまいりましたら、おそらくエビデンスの数も違ってきますし、求められる質も変わってくるかと思っておりますので、全体をよく考えつつ、先生の御指摘も踏まえながら考えていきたいと思っております。

(岡会長) ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。牛尾委員、どうぞ。

(牛尾委員) 素朴な質問で申し訳ないのですが、統計改革推進会議の関係閣僚というのはどの範囲なのかということと、あと、この統計改革推進会議についてお聞かせ願いたいです。

(大槻政策評価課長) 統計改革推進会議は、官房長官をヘッドとしまして、統計を持つ

ている省庁を中心に関係閣僚が構成されております。主管は内閣官房でございます。

(岡会長) 牛尾委員、よろしいですか。追加の質問はございますか。

(牛尾委員) エビデンスに基づく政策立案の定着、それは良いと思うのですけれども、結局この会議は何を意図しているのでしょうか。そこが、この資料だけでは分かりません。

(大槻政策評価課長) 議論の流れとしては、もともと統計改革の中で、GDPの統計をいかに精緻化するかといった議論がございました。その議論を出発に、エビデンスの度合いを高めていくという発想が一つです。

また、統計をどのようにユーザーや政策立案者に使ってもらうのかという観点もあり、そうした話から、統計をもっとうまく使えば、政策立案そのものにつながるのではないかとという大きな話に発展してきた経緯があるかと思えます。

(牛尾委員) 最後の質問ですけれども、かつて日本には経済企画庁というものがありませんでした。そこが、エビデンスとまではいかないけれども、政策立案に対してデータの収集や、まとめをやっていた。それをなぜ内閣の官房長官がトップでやるのでしょうか。私はその点を非常に疑問に感じております。

(大槻政策評価課長) 統計改革推進会議の経緯を申しますと、これは1月から立ち上がったのですが、去年の秋頃から、内閣官房の研究会が立ち上がりまして、そこからエビデンスというものについて考え始めたようでございます。そこから、更に話が広がって、統計改革全体の議論になったという流れがあるようです。

(牛尾委員) どうもありがとうございます。

(讃岐行政評価局長) 一点だけ補足いたします。確かに、牛尾委員がおっしゃった疑問というのは、ある意味そのとおりで、今さらEvidence Based Policy Makingはあまりにも当たり前のことであるので、何を今さらという意味があると同時に、何でこんな大がかりになっているのだろうかというところだと思います。

それに対しては、統計改革、GDP統計の流れの中で、ビッグデータと考えられているようなものも含めいろいろなデータが活用できるという時代において、行政の政策というものがあるにも政治プロセスに左右されながら決められ過ぎており、公務員も政治プロセスのところばかりに目が行くけれども、本当に合理的な政策決定になっているのだろうかという議論への対応が必要になってきたということだと思います。

科学的、合理的な根拠に基づく政策決定というのは、本来、政策評価制度をつくったときにも一つの目的でございました。しかし、政策決定者の側でも、政策立案者側でも、そ

ここまで合理的なデータを使っているわけでもないのに、そこを変えていかないといけないだろうという発想が、出てきたということだと思います。

それで、何人かの先生からの御指摘は誠にそのとおりで、私どもも、あるいはこれを推進していく側も、田辺臨時委員がおっしゃったように高いレベルの証拠を一律に全ての政策で求めるということになると、コストの面でも、現実的な分析手法の面でも、分析をする人材の面でも、非常に非現実的なところがあるので、できるところから始めていこうと考えております。

確かに、合理的に、施策を行ったグループと、行われなかったグループを統計的に比較し、本当に有意な差があったかについて分析できるというのが理想ではあります。しかし、その前提として、政策の目的と手段との関係を明確にするというプロセスの定着を図りつつ、合理的な比較ができるところはどこか、ということも探りながら考えていくという段階から、今、取組が始まっているのだと思います。

これは、政策評価制度を発展させていく、あるいは深掘りしていくというところにも非常に相通ずるところがあり、目標管理型評価ワーキング・グループの検討課題としてロジックモデルについて取り組んでいこうということでもあります。さらに、可能などころから、統計的な分析手法も含めて導入できるところから考えてみようではないかということも、政策評価制度のレベルアップに通ずるところでもあります。私ども政策評価を所管している省庁としても、三本の矢と言っておりますけれども、この真ん中にある行政評価局として、ここの推進に深く関与していければと思っているところであります。

引き続きいろいろ、先生方からのコメントも頂ければと思います。今日はこういことが始まりつつある、ということの御報告であります。

(牛尾委員) どうもありがとうございました。

(森田会長代理) 特につけ加えることもないのかもしれませんが、このEvidence Based Policy Makingというのが、ある意味で非常に重要であるのは、例えば、私自身が経験したところで言いますと、日本では貧困率がおよそ16%という数字が出て、そんなに相対的貧困率が高いのかという議論があったときに、その基となったデータは、厚生労働省の国民生活基礎調査結果だったと思います。

しかしながら、総務省の行っている全国消費実態調査に基づくと、そんなに高くない。どちらが本当なのか、政策をつくる時どちらを根拠にしたほうが良いのか、そういう問題が出てくるわけです。これは、政策の価値判断も絡む非常に重要なことです。それなら

ば、もっと信頼性の高い客観的なデータはどこかできちっとつくるべきではないか、という話や、そもそもその違いがあるというのは何から来ているのかという話もあるでしょう。EBPMの議論に関わったこともある身としては、そういう問題関心から、このEvidence Based Policy Makingというのは出てきたものと認識しております。

実際に問題になりますのは、それぞれの政策について推進される方と、そうでない方がいらっしゃるとき、御自分の主張にとって都合の良いデータをエビデンスと主張される危険があるということです。これを克服するためには、本当に誰もが信頼できるような客観的なデータをつくらなければいけないわけですし、それが先ほど田辺臨時委員もおっしゃいましたけれども、サンプルでやる場合には、どうしてもサンプルバイアスが出てくるといことなので、可能な限りサンプル数を多くすると同時に、できればマイナンバー制度の下で、悉皆のデータなどを使うということも考えられると思います。

このように、エビデンスというものを一つとっても、解釈が多様になり得ますので、なかなか難しい問題です。また、ロジックモデルのところでは、エビデンスという形のデータがあるということだけではなくて、それがどう結びついてくるかという論理が非常に重要になると思います。その論理を積み重ねていく中で、幾つかの選択肢の中からどの政策を選択するかというのは、非常に重要な価値判断の問題になります。これはまさに政策決定のプロセスのいわば手続的な正当性というか、透明性の話にもなってくるところです。これも田辺臨時委員がおっしゃいましたけれども、各府省の担当者が、Evidence Based Policy Makingをやるということは、今までにあまりにも根拠がはっきりしないなかで、政策を打ち出してきたことに対して、きちっと根拠を示させるという意味では、大変大きな貢献になると思いますが、いきなり社会実験を前提にしたような話には相当距離があるので、そこは認識する必要があると思います。

加えて、資料4にもあるように、それぞれの省庁がエビデンスに基づいて政策をつくるということに対して、ここに書いてある三つの部局がそれを評価することとなっており、今度は評価の視点とか、評価の基準自体が問われるということにもなってきますので、ますます話が複雑になってくるのかなという気はします。

その辺は整理をしながら、きちっと取り組んでいかなければならないと思います。特に、言葉だけが踊ってしまうということについては十分注意する必要があるのかなと思います。

(岡会長) ありがとうございます。

堀田専門委員、どうぞ。

(堀田専門委員) 今ロジックモデルというお話がありました。最初に申し上げましたように、政策評価の専門ではないので見当違いなことかもしれませんが、この政策評価の目的が、それぞれの施策がより効果的、効率的に展開されるようにするということだとするならば、ロジックモデルをつくるプロセスの中で、想定されているステークホルダーの方々と、施策の期待されるアウトカムに基づいてそのロジックがどうなっているのかということについて理解を共有していくためのロジックモデル作成と位置づけると、より意味があるのではないかなと思います。ロジックモデルを作ることは新たな作業を生むことにはなりますが、ステークホルダーとともに対話するというプロセスの意味を各府省に入れ込んでいただくと良いのではないのでしょうか。

それから、もう一つですけれども、特にケア領域でいきますと、エビデンスが出るのに時間がかかる性格のものもあり、Evidence Based Medicine、Narrative Based Medicineなどと言われますけれどもEvidenceとNarrativeをどう組み合わせしていくかということも、実は腕が試されているところでもあると感じます。

また、エビデンスに逆に引っ張られ過ぎないようにするというのも、留意が必要な面もあるのではないかなと思いました。以上です。

(岡会長) ありがとうございます。

ほか、いかがですか。小野専門委員、どうぞ。

(小野専門委員) 目標管理型評価ワーキング・グループのメンバーの小野でございます。今、堀田専門委員がお話しになった一点目について、ちょっとコメントさせていただきたいのですが、ロジックモデルを今回、目標管理型評価ワーキング・グループでの議論も踏まえて、今各府省に作っていただいております。これは、要するにロジックモデルをいろいろな形、いろいろな局面で使い方がある中で、一つの使い方として、妥当性のある測定指標をつくるためのツールとしてロジックモデルを使うというところから来ている取組です。

そもそも事前分析表は、評価書そのものをつくる前提として、いろいろな指標の設定、目標の確認なんかも含めて整理するためのものです。ただ、その事前分析表も、現状では論理的な面で明確でない部分があるので、きちんとした指標の設定に向けて、ロジックモデルを書いてもらうというところから、スタートしております。

ただ、堀田専門委員がおっしゃるとおりロジックモデルをつくるという作業自体が、ロジックモデルの意義そのものたり得ます。すなわち、政策立案段階でいろいろなステーク

ホルダーとともに、どういうロジックで、どういう成果が期待できるかなどを議論するベ
ースとしてロジックモデルを使うこともあると思うのです。

現状は、とりあえず目標管理型の政策評価の改善ということで、事前に指標を設定する
ことが直接の目標にはなるのですが、まずはロジックモデルを書いてくださいということ
になっています。ただ、それについて各府省が作業する中で、ロジックモデルの意義を実
感し、ロジックモデルの作成が定着したときに、ロジックモデル作成が、単なる目標管理
型の政策評価をするための手だてとしてというよりも、もっと広がって、政策立案そのも
のにおいてこういう議論が必要なのだという認識としても広がれば良いのかなと、個人的
にはそう思っています。以上です。

(岡会長) ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。加藤専門委員、どうぞ。

(加藤専門委員) 他の先生方のおっしゃるとおりで、データに基づく政策立案は重要で
はあるのですが、同じデータでもステークホルダーの関心によって見え方が違ってしま
う可能性があるという点が懸念すべきポイントの一つです。言いかえれば、「フレーミング」
によって見え方が変わってしまうということです。そのため、背景となる考え方について
すり合わせるというのが、さきほどから言われているプロセスのことだと思うのです。で
すので、いたずらに「証拠に基づく」というところだけが強調されていくことに対しては、
不安を感じざるを得ません。他の先生方がおっしゃられているとおり、フレームを議論す
ることの重要性がこの推進会議で共有されるよう、我々としても推奨していくべきだと考
えます。

もう一つは、エビデンスに基づいて下から積み上げ式に意思決定をするとなると、どう
してもインクリメンタリズムというか、漸進的な意思決定しかできなくなる懸念がありま
す。ときには、これまでの流れからジャンプしなければいけないような意思決定が、必要
になることもあると思うのです。緊急性の高い問題が発生したり、これまでとは全く違う
技術が登場したりして、従来とは異なる意思決定をしなくてはいけないというときに、統
計に基づく意思決定というのが必ずしも良い答えを出すという保証はありません。

ですので、総務省としては、エビデンスに基づくアプローチが基本ではあるものの、そ
うではない政策意思決定もあり得るということも含めて、懐深く付き合っていくというの
が妥当だろうというのが、私の意見です。

(岡会長) ありがとうございます。大変貴重な御意見を頂いたと思います。

どうぞ、薄井委員。

(薄井委員) 今の御意見に関連してなんですけれども、例えば、政策の担保ということ言えば、国がつくる法律とか、地方公共団体がつくる条例とか、こういったものについては一定程度の証拠はあるものとイメージーションが湧きます。けれども、条約や国防・外交で、しかも国益に非常にかなうものについて、EBPMの考え方をそのまま適用するのかと。そこまでの覚悟と言いますか、イメージーションを置いた上でこの施策を打たれているのかなというのは、全く個人的なのですけれども、ちょっと疑問はあります。

あるいは、全体としてはこの考え方を前提とするけれども、一定程度、そういった国防・外交、国益にかなうものについては、それを当てはめないことができるというような例外的な規定を設ける。これは、おそらく、行政評価局を超える部分だろうと思うのですが、個人的には、そういう検討も、今から持っておく必要があるような気がします。いかがでしょうか。

(岡会長) それでは、讃岐行政評価局長。

(讃岐行政評価局長) まさにおっしゃるとおり、全てにおいて一律に同じような考え方で分析をし、効果を予測、合理的な把握をすると、そういうことまで今考えているのではなく、そういうことがあまりにも行われていないというところを問題視していると、そこから始まっているところです。

この議論を進めていくと、政策評価制度のことになるのですけれども、政策評価制度、どうしても各府省一律に何かやろうとなりがちであると。当初は、アメリカのGPRAみたいな、各府省一律にということから始まって、全ての施策について一定の同じような手法で目標管理型ということで評価をしようとなっているので、なじむ分野と、なじまない分野というものが出てきていて、それである意味形骸化しているという点は、この議論をしている中で指摘を受けているところでもあります。

そうならないように、本当にエビデンスに基づく合理的な意思決定というものが必要であり、かつ可能、あるいは適切である分野はどういうところであって、それが効く分野はどういうところであるのかを見きわめながら進めていかなければいけない。しかし、それさえもまだ分からず手探りの状態なので、そこら辺を試行的に考えていこうではないかというところから始まっているというのが、今の全体の流れであると、私どもは認識しております。

ですので、この評価局の取組も試行的に、例えば、幾つかの分野についてロジックモデ

ルを、まずつくれるか、つけれないか、つくるとすればどんな論点があるのか、統計的な分析手法というのも各府省等の協力を得て、どういうところで本当になじむのか、そういったところをこのプロセスでよく検証しながら、次のステップに結びつけていければ良いと思っています。

(岡会長) 田中委員、どうぞ。

(田中委員) 今回の御説明に対してなんですが、私が評価局を代表、代弁するというわけでもないのですけれども、事前分析表に関して、各府省のものをずっとチェックをしているわけです。事前分析表には、きちっと書けていないときもたまにあるのですけれども、きちんと指標が並び、それを時系列に、何を目的として、その達成手段は何であるのかということを書くように、ある程度論理体系的なフォーマットがつけられ、それをつくるときにも各府省とかなりの議論をして、合意形成をしています。

なおかつ、それを外交問題から国土交通省のインフラをつくるようなものまで、全て当てはめたときに、やっぱりここは書きにくそうだね、ここは順調にいくねということも、蓄積の中である程度傾向は出ている。それに対して、それでは、毎年このフォーマットを使って評価をしなくても、隔年でセレクトティブなモニタリングだけでいいじゃないかということもやっている。今申し上げたような蓄積の中で、やっぱり一律に合うところ、合わないところというものを経験的に積み重ねてから、検討してきましたので、今までの努力は否定してはまずいかなと思います。

(讃岐行政評価局長) ありがとうございます。全くおっしゃるとおり、これまで我々は実績評価、あるいは目標管理型評価において、十数年経験を積み重ねてきて、特に最近はやキング・グループで非常に精力的に御検討いただいて、二千数百指標を見ていただいております。まさにそういったことをこの場でうまく反映していけるようにしたいと思いますし、引き続き御意見も伺いながら進めていければと考えています。

(岡会長) ほか、いかがでしょうか。

岸本専門委員。

(岸本専門委員) 規制の事前評価の観点で言うと、ときどきエビデンスというのは客観的証拠などと訳されたりするのですが、そんなものは全くない場合が多いと思います。統計改革推進会議でEBPMと言うと、エビデンスというのは本当にデータがあって、非常にかたいもの、レベルの高いものを要求される可能性が高いなと思っていて、それに伴っていたずらにハードルを上げるというか、定義を狭めると、エビデンスがないということ

になるところがたくさん出てくると思うのです。特に規制の事前評価が最たる例です。

そういう場合に、エビデンスの定義をある程度広めていって、Narrativeなどか、ロジックの話のように広げていくやり方もあると思うのです。明示的にそういう議論をしたほうが良いと思います。

もう一つは、ある海外の先生で、Evidence Based Policy Makingではなくて、Evidence Informed Policy Makingのほうが良いと、強く主張されている方もいます。ベースドと言うと、本当に限られてしまうので、インフォームドにして、もう少し広く見ようということを目指されている人もいますので、エビデンスとは何かとか、ベースドなのか、インフォームドなのかとか、そういうところもまだ突っ込む余地があるのかなと考えています。以上です。

(岡会長) ありがとうございます。

いかがでしょうか、ほか、ございますか。

それでは、このテーマについてはたくさん御意見を頂きました。これからの新たな取組として着手したばかりで、少し乱暴な言い方をすると、本当に機能するのかなと多少疑問に思いつつ、皆さんのお話を伺っておりました。しかし、官房長官が議長で関係省庁を集めてやる以上、腰が入った取組だろうと思います。また、私どもが今までやってきた目標管理型評価とどのような接点が出てくるのかは、もうしばらく状況を見ながら考えていったらよろしいように感じました。

続きまして、議題4に移りたいと思います。行政評価局調査につきまして、現在の実施状況や今後の調査テーマの選定に向けた状況について、事務局からの説明を受けた後に、今後の調査で取り上げるべき課題について審議を行いたいと思います。

それでは、まず事務局からの説明をお願いいたします。

(長瀬企画課長) 企画課長の長瀬と申します。私からは、資料5で御説明したいと思います。ページをめくっていただいて1ページ、2ページでございます。ここでは、最近の調査の実施の状況と、今後の予定を整理させていただいています。

まず1ページですけれども、ここで挙げましたのは、今年に入ってから取りまとめた7本の調査の結果と、そのポイントでございます。個別の紹介は割愛をさせていただきますけれども、一つだけ申し上げますと、総務省が政策評価法の規定によりまして評価を行う統一性・総合性確保評価といたしましては、1ページにあるグローバル人材育成の調査がございます。

今月の14日に、グローバル人材育成に関する政策評価の結果をまとめました。この評価は、昨年秋、この場で内容の御審議をいただきまして、ここにもポイントを書いておりますけれども、企業へのアンケート調査の結果の分析などによりまして、例えば、大学等からの留学生の派遣と企業のニーズがミスマッチでないか等々、結果を取りまとめました。その結果、関係省にも改善の勧告を行わせていただいています。また、この場での審議では、評価そのものというよりは、そもそもの政策の在り方、それ自体についても本質的な問題提起なども頂戴しました。ただ、評価という役割の範囲では、なかなか政策提言のようなものを直接やるのは限界があるのですけれども、実際この場での議論に参加させていただいた我が局のスタッフも実感を持って受けとめさせていただいた問題提起でございましたので、報告書などでも、その旨はテイクノートさせていただいております。

次の2ページでございます。三段書きになっていますけれども、上の段で、今実施中の11本の調査がございます。そして、真ん中の段が、今年度、これからスタートする予定の10本の調査でございます。そして、続けて御紹介するのが一番下の段で、来年度以降の調査テーマの選定に向けた状況ということでございます。現在、行政評価等プログラムにおいて本年度初めに今後3か年のテーマを定めておりますが、その中でも、平成30年度、31年度の検討テーマというのをあらかじめ書いているのですけれども、次期のプログラムで改めて全体検討の上で定めることとしているところでございます。

その際は、ここで①、②と書いてございますが、重要政策の動向とか、取り扱う課題とか、分野のバランス、そして調査のタイミング等々を考慮して行うとともに、②で書いてございます、全国に所在します管区行政評価局などの現地機関がウォッチしているいろいろな地域の動向や、全国に数千人いる行政相談委員からの意見なども活用していきたいと思っております。

そこで、次の3ページ以降では、今申しました現地機関などが問題意識を持ってウォッチしている地域の動向について、一端ではございますが、整理させていただいております。整理に当たりましては、視点①、②とページ順を追って書いてございますけれども、これは昨年2月にこの審議会から御提示をいただきました、テーマ選定に関する中長期的な考え方のそれぞれの視点でございます。それに即して整理をさせていただきました。

今日の御審議では、我々が整理した、地域の動向を御紹介することを通じまして、今後の我々の調査のテーマに向けて御議論いただければと考えております。この場で御紹介する以外のものも含めて、世の中のどんな具体的な動きや動向、課題に注目していくことに

意味があるのか、例えば、タイムリーなテーマの選定や、テーマを選ぶときに必要な我々の課題認識の整理に有意義か、という点について御知見なり御意見を頂きたいと思いません。

内容について、3ページから御紹介させてください。まず3ページでございますが、ここでは、経済社会環境の様々な変化という視点から、今ある制度や事業の在り方をどう捉えて検証ないし評価していくかということに関わる課題、動向などを書かせていただいています。一言で変化といってもいろいろ捉え方はございますけれども、このページに書いてございますが、高齢化、少子化に伴う人口減少の問題、これは都市、地方を通じた問題でもございます。また、あらゆる行政分野で意識が及んでいる話でもございます。

私たちの現地の機関がウォッチしている課題も、あえてまとめれば、このページの右の上の表にあるように、家族や世帯の姿が変わってきている中で、例えば、人同士のつながりとか支え合い、それはどんな形になっていくのかとか、その下の図でございますが、各地域では、どんな形で実際目に見える形でいろいろな課題が表に出ているか、こういった視点に関わるような課題でございまして、それぞれをこのページの左側に列記させていただいているという整理でございます。

まず、(1)として、高齢者の見守りなどに関わるような課題でございます。その一つ目が、日常生活の中での認知症の高齢者などの見守りといった課題でございます。ここに書いてございますが、地域ごとにいろいろな形のもものが模索されているというのが現状でございます。例えばですけれども、認知症サポーターのような民間の団体とか、警察、あるいは郵便局、保険会社の営業社員、こういった方との連携という形によるものもありますし、やり方、見守り方としても、実際の見守りや訪問、あるいは電話を通じた確認という形態、あるいはスマホなども活用した情報の共有など、様々なものがございます。

我々が実際に目を向けたのは、各地の取組の一端ということかと思うのですが、それだけでもいろいろ考えさせられることがあるというのが感想でございます。例えば、見守りの範囲ということについては、一つには、お互いの存在が意識できるようなコミュニティの範囲がよいのかとか、あるいは、逆に全国レベルで検索ができるような形でないと意味がないのかとか、やり方としても顔の見える形がよいのか、機械を通じたような形でよいのか等々、いろいろな切り口で、こういった各地の取組の効果も見ていけるのではと考えているところでございます。

その他、高齢者に係るものでは、特に、身寄りのないようなお年寄りが増える中で、判

断力が十分でないような人の財産管理をサポートする市民後見人の選任とか、そうした方が亡くなった場合に残した遺留金の取扱い、こういった問題を書かせていただいています。直接よるべき制度そのものはあるのですけれども、実際運用に当たっているような現場自治体では、運用に当たっていろいろな課題、隘路があるということでございますので、我々もそういうことをテイクノートさせていただいております。

その下は、遺品整理業者に関わる問題でございます。こうした業者のニーズそのものは今後も高まるものと思えますけれども、ここに書いてありますように、一部、不法投棄や悪徳業者といったものをどうコントロールするかという問題が起きています。別の見方をしますと、ごみの回収を行うには、一般の廃棄物処理業者として市町村の許可が必要なのですけれども、その場合、現在関係する制度の運用が、こうした遺品整理業者をコントロールするルールとしてふさわしいか、こういったことも考えてみる価値があるのではないかという感想も持っているところでございます。

ページの下半分は、地域の交通やインフラの在り方に関わる様々な課題ということで、その一端を挙げております。地域の足の話では、いろいろな交通機関の撤退もあります。高齢化により自分で運転するのが難しい方も増えています。そうした中で、コミュニティバスなどの運行を行っている自治体は多いですし、中には、住民同士の相乗り、ライドシェアというものを、ガソリンの実費代しか取れないという制約はございますけれども、実証的にやっつけらっしゃる地域もございます。

こういった相乗りのサービスを広く普及するには、まだまだ関係する法令のルールなどで整理が必要なこともあるようですけれども、利便性の面や、逆に安全性の面などの切り口から、今後出てくるようなこの種の新しい取組を、我々で検証していくこともあるのではないかと考えているところでございます。

その下の、過疎地域でのガソリンスタンド、給油所の確保といった問題も深刻だということでございます。ページの一番下に書いてあるのは、既存の公共インフラの在り方に関わるような問題の一端だということでございます。耐震化の問題もございますし、ため池の問題もここで書かせていただきました。これは、特に、高齢化が進む地域において、日々のメンテナンスや見守りというものが行き届かなくなる中でどうするのかといったような課題もあるということを我々も把握しております。

次の4ページに挙げたのが視点②の話でございます。国としての重要政策の総合的な推進に資するような評価でございます。この点については、今、政府全体で働き方改革とい

うものが進められていることを受けまして、我々もいろいろな観点から、一つには労働法制のコンプライアンスの状況とか、あるいは長時間労働が問題視される職種などの状況をウォッチして、いろいろな課題を追っていきたいと考えております。

最初の労働法制に関する課題としては、労働条件を示した書面が交付されない等々の問題が明らかになっているという地域もございますし、その下の段、各事業分野における取組ということで書かせていただいたところでは、学校教員の方の長時間労働の問題や、その下、ドライバーの方の長時間労働の問題等々をテイクノートさせていただいています。

これらの問題につきましては、単に働く方の勤務条件の配慮という視点を超えて、事業の在り方、商慣行、あるいはビジネスの構造改善、こういう視点からも含めて状況をウォッチする必要があるのではないか、といったことも考えております。

次のページでございます。視点の三つ目ということで挙げさせていただいているのが、NPOや民間団体など、言ってみれば政策を進めていく上での行政機関以外の主体、ステークホルダーへの着眼といったものに関わるような課題でございます。こういった行政機関以外の主体としては、右の図にございます、古くからは自治会、町内会といったものもございますし、その下の段、NPOなどもいろいろな新しい課題への取組で重要な存在になっているのではないかと思いますので、そういった状況も視野に置いて挙げた課題というのが、左側のそれぞれのものがございます。

上の段、教育・福祉などの関係で挙げさせていただいたものとして、一つは、不登校の児童などのためのフリースクールに対して今いろいろなところでニーズがあるのですけれども、明確な設置運営の基準や教育委員会などとの連携がどうなっているのか、本当に十分なのか、こういった問題意識を持っているところでございます。

その下の中学校の夜間学級でございます。現状いろいろと話を聞くと、どうも利用の過半は外国人の方のようでございます。この点は、戦後間もなくの頃とは大分違う状況でニーズがあるのかなというところでございますし、公設以外の組織もそういうニーズに応えていらっしゃるようなのですけれども、なかなかボランティア頼みになっていて、運営に苦慮されているような状況もあるということも聞いているところでございます。

あと、このページの下に書かせていただいたのが、(2)更生保護行政における保護司の役割に関してでございます。この問題につきましては、今の行政評価等プログラムでも、来年度以降の検討テーマとして挙げているのですけれども、実は我々の組織で活動している行政相談委員の中には、保護司を兼務されていたり、その経験のある方もいらっしゃっ

て、そうした方からいろいろな示唆を頂いております。そんな声を御紹介できればということで、挙げさせていただいております。

そうした声を総合しますと、課題としてあるのは、後継者の確保やノウハウの伝承ということがどこでも課題になっているという声でございます。また、新しくなっていた方も、なかなかそういった環境の中でモチベーションが持てず、場合によっては早々やめてしまうといった悪循環もあると聞いております。

他方で、うまくいっている地域もあるということでございまして、ここに書かせていただいたサポートセンター、ここでベテランの保護司さんなどが核となって、いろいろなノウハウの共有等々進んでいるところもあるということです。そういったサポートセンターなどの仕組みを今後どう行政が支えていけるか、こんな視点で引き続き現場の状況をウォッチしていければということでございます。

最後の6ページでございます。ここで挙げたのが最後の4番目の視点ということでございます。一つには、ICTの活用などによる行政手続や運営の効率化とか、あるいは下の段で挙げましたのが性的少数者に関わるような対応といったことで、挙げさせていただいています。上の段に挙げたのは、まず一つ目は、マイナンバーカードの活用ということでございます。これは大変分かりやすいICTの活用の姿ですけれども、実際、小規模の市町村の声を聞きますと、導入に伴うコスト負担が大きく、それを上回るコスト削減効果が見込まれず、なかなか単独では導入に踏み切れないところも多いようですので、ICT化などに関連するような調査を実施するに当たっては、こういった現実的な課題なり状況にも、目を配る必要があるのかなと考えているところでございます。

その下の罹災証明書の交付の話でございます。自治体間で証明書の書式が違うということがございまして、実際、特に、現実の場面でも、被災した場合にはよそから応援に来られる職員もいるようでございますので、そういった中で混乱もあったという声も聞いております。実際、支援に遅れが出かねない重大な話だという認識で、今後も問題意識を深められればと思っています。

最後、書かせていただいたのが少数者への配慮ということでございます。二つ書かせていただいておりますが、特に前者、避難所のトイレやお風呂の利用という話でございます。こういう状況の中で、実際に行政がどういう態度で、どこまで配慮すべきなのかということは難しい問題もあると思うのですけれども、社会の意識が変わっている中で、我々も考えを及ぼせてみる価値があるのではないかとということでございます。

長くなりましたが、御紹介は以上でございます。このほかにも、目を向けるべきところなどについて、御意見を賜れればと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

(岡会長) ありがとうございます。事務局からの説明のとおり、平成30年度以降の調査テーマにつきましては、内閣の重要政策の動向などを考慮するとともに、行政評価局の現地機関が収集した情報を活用して検討を進め、本年度末までに行政評価等プログラムにおいて定めることとされております。

本日は、現地機関などが把握している地域の動向や課題の一端を御紹介いただきましたので、皆様からも、紹介のなかったものも含めまして、掘り下げた検討や情報収集を行うべき課題などについて御意見を頂戴できればと思います。

それでは、どなたでも結構でございますので、御意見を頂ければと思います。いかがでしょうか。

牛尾委員、どうぞ。

(牛尾委員) 今回、現地の方にいろいろとヒアリングしてくださっており、具体的で細かな意見も出ていて、非常に参考になったと思います。

私、今東北にいるのですけれども、仙台にいると見えなくても、仙台から一步出て、例えば、他の県庁所在地でしたら、既に現実的に非常に運営が難しくなっているというのを結構目にすることが多くなっております。今回、特に保護司の問題を取り上げてくださったのですけれども、更生保護だけではなくて、例えば、民生委員のなり手がいないとか、各府省が所轄していらっしゃる、社会を下支えしてくださっている方々についても同様の問題が起きていると思うのです。そういうものも取り上げていただければと思います。特に、地方の場合はそれが日常化していますので、日本の社会の基盤を下支えしてくださった方々の活動が非常に難しくなっているということを明らかにしていただければと思います。例えば、首都圏などで、高齢化が急激に進んでいった場合、どういうことになるかという点について今から考えるというのも、ある意味では非常によい調査になるのではないかなと思います。

(岡会長) ありがとうございます。それでは、松浦委員、御発言よろしく願いいたします。

(松浦委員) それでは、よろしく申し上げます。私のほうは、この4ページの学校教員の負担軽減という話を少し述べさせてもらいたいなと思っております。先日、現職の教員の

皆さん方から負担感といったことについてお聞きしたところです。要するに、なぜそういう負担感が出ているかということの原因として、一つは、ここに書いてある部活への対応。それから、もう一つは、いわゆる保護者等への対応。こうしたようなことに非常に時間をとられる。

このようなことで、肝心の授業などに対してなかなか時間を割けないという状況があって、それが負担感につながっていると、こういうお話でございました。だから、例えば、部活について、外部の指導員を雇ってやれば良いじゃないかという話をしたのですけれども、先生方の意識として、やはり部活というのは教育の一環だという考え方があるようです。したがって、学校の先生方も、この部活について対応しておかないといけないという意識があって、全てのものを外部の人に任せるとすることは、なかなか難しいという御意見でございました。私がそのとき考えたのは、今の学校教育の所掌範囲というものをもう少し明確に、文科省等が設定しないと、学校の先生方が、教育という名のもとにいろいろなものを抱え込んでしまう体質があるように思います。

部活というものを本当に教育の一環としてこれからも考えていかなければいけないのか。いろいろ話を聞いていると、中体連というのを非常に意識されていて、中体連に子供たちを参加させて、そこで競わせることが一つの目標になっているので、どうしてもそれに力を入れてしまうということがあるようです。

したがって、例えば、部活をどういうふう to 今後考えていくかということ、それから、保護者対応についても、担任の先生だけに任せておくということではなくて、いわゆる管理職が第三者的な立場で対応していくとか、そういう工夫を、学校現場で考えていく必要があると思っております。

一方で、文科省のほうでは、英語の授業というものを小学校の中に今後取り入れていくという話になっておりまして、これについて、今現場では非常に混乱が生じているわけです。今でも負担感が非常にあるのに、更に英語の授業というものを引き受けなければいけない。では、どういう形でこの時間を見出していくのかという問題がありますので、そこもぜひ考えてもらいたいなと思います。

それから、長くなって失礼ですが、3ページに、いろいろな施設が老朽化をすることに伴う、安全管理という問題が出ております。私どもの松江市で今ちょっと困っている問題がございます。

それは、大体、昭和40年代にできた団地なのですが、必ずその団地には調整池というの

を設けるわけでございます。しかし、その団地を造成した業者は、その団地ができ上がると、全部販売した後には身を引いてしまう。したがって、調整池は、これまで市へ寄附をされるという形で、後の管理を市がずっと担ってきたという形になっております。

ところが、これが40年も50年もたってきますと、ものすごく老朽化をしてくる。それどころか、例えば、外壁がぼろぼろになってしまっていて倒れてしまう。そうすると、今度は、団地そのものが地滑りを起こすような状況が出てきております。

これを、今後、市だけで直していくということになると、例えば、一つの団地だけでも、今1億3,000万円近くかけて直そうとしているわけですが、こういった団地がたくさんございます。そういった問題についても、今後どうしていくのかということも、何か良い考え方があれば示してもらいたいなと思っております。

(岡会長) 松浦委員、ありがとうございました。

ほか、いかがでしょうか。田淵委員、どうぞ。

(田淵委員) 資料5の6ページ、罹災証明書の交付というテーマですけれども、今挙げられているのは長期的な考え方の視点④としてで、行政手続の統一化、簡素化といったところでのテーマ設定になっているかと思えます。

が、このテーマは、視点によって捉え方が異なってくると思うのです。この場合ですと、いかにスピードある対応ができるかが重要で、そのための一つの手段として、手続の見直しというのはいり得るかと思えます。他方では、応援要員の方々がいかにスピード感を持って集まってきてくださるかということも必要になってくると思えます。というのも、罹災証明書を交付するためには、全壊、半壊といった被害状況を確定しなければならなくて、そこには非常に多くの人手が必要。被害状況の確定を踏まえて証明書の交付を行うので、私としては、このテーマを、長期的な考え方の視点②として、例えば、激甚災害への対策として捉えて、罹災証明書の交付に際していかにスピードある対応ができるかという観点から、評価を実施していただくというのも一つの方法としてあり得るのではないかと思います。

現状の視点④では、手続を見直して、フォーマットを統一するだけで終わってしまう。そうではなくて、被災された皆さんが、いかに早く元の生活に戻れるよう対応できるかということが重要ですので、視点②激甚災害への対策という形で評価を実施していただきたいと思えます。以上です。

(岡会長) ありがとうございました。

森田会長代理。

(森田会長代理) 私も気づいたところを述べさせていただきます。先ほどの松浦市長からありました学校教員の負担軽減というのは、小中学校だけではなくて、大学のほうも相当負担があるものですから、軽減していただきたいと思います。

それはさておき、もう一つは、ICTの活用に関してでございますけれども、マイナンバーカードによる住民票のコンビニ交付についてです。私自身、IT戦略本部の会議にも関わっておりますが、あちらではもう少し進んだ形で、住民票の写しという制度と、印鑑証明という制度そのものを廃止の方向で検討すべきではないかとされています。実質的に、今までは紙を媒体にしなければ一定事項が証明できなかったわけですが、今はバックオフィスでそれが可能になっているわけで、わざわざコンビニに端末を置いて紙にする必要はないのではないかとというようなこともっております。

実質的に住民票交付の行政上の経費だけでも、閣議決定された文書によりますと1,000億円ぐらいの経費がかかっているということです。そういった意味で言いますと、政府横断的ということになるかと思えますけれども、ITの活用と言いましょいか、大幅な行政手続の見直しというものについても、ぜひ検討の対象にしていただきたいと思えます。

背景といたしまして、このところ日本では2年で鳥取県が消滅するぐらいの人口減少が続いておりますし、あと20年たちますと、毎年、政令指定都市が一つ消えるぐらいの人口が減少します。その中で、今までの人的体制で支えてきた行政がかなり困難になってくる。それを考えたときに、一つの解決策は、いかに新しい技術を使って効率化するかということだと思います。もう一つは、集約化と言いましょいか、場合によりましては、ある部分からの撤退ということも含めて考えていかざるを得ない。それをいかにスムーズに、かつダメージを少なく進めていけるか。そうした観点での行政手続、ないし行政の仕組みの検討というのも是非やっていただきたいと思えます。

(岡会長) ありがとうございます。

堀田専門委員、どうぞ。

(堀田専門委員) 二箇所ありまして、一つ目は5ページのところについて、これから人口も減っていくところが多い中で、地域の中での安心な暮らしというものをどうやって守っていくかという観点で、先ほど、牛尾委員がおっしゃったことに関連することです。様々な省庁で、必要な支援から漏れてしまうような方々を支えていくために、例えば、ここには保護司の例が出ているのですけれども、こうしたラベルを貼られた人たちというのが、

地域の中にいらっしゃるわけなのです。

もはや、ラベルを貼ろうとする先の人たちも中々いなくなっていたり、あるいは、ラベルをいろいろなところから、いろいろと貼ることによる非効率というものも実は出てきている。ラベルの名前ではなくて、支援を行う機能で見るといようなことが進んでいってほしいと思っていますので、こういった地域の基盤を支えてくださる方々に、省庁別にいろいろラベルを貼ること、それを何人配置するみたいなことに対して、機能という観点から横串が刺せるというように進められるような形での評価というのが、一つあってほしいなと思います。

他方で、地域づくりという視点で見ますと、厚生労働省も何かやっているし、総務省も、国土交通省もやっていたりと、地方創生や、農業、市民協働など、いろいろな視点で地域づくりが進められることに対して、縦割りでお金がおりにきていて、それが果たしてうまく融通しながら効果的に使われているのか、関係主体がそれぞれ裁量を持って、地域づくりにかかる資源を使っていけるような形になっているのかといった視点からの評価もあり得るのかなというふうに思います。

それから、民間の力を使いながら地域の資源を循環させるというときに、S I Bについても様々な省庁がいろいろな領域で進めようとしているわけですが、これがより加速する形になっているのかということについての評価もあって良いのかなと思います。

最後に、3ページ目のところなのですが、今のような視点からいっても、(2)のところについて、移動だけではなくて、スキルやナレッジとか、スペース、お金、様々な意味でシェアリングが進んでほしいなと期待するわけです。このシェアリングを進めていくということを考えたときに、ハードルになっていることを確認するとともに、シェアリングを進めることによって、特にこのスキル、ナレッジのところなのですが、雇用の質が損なわれていないかといったような視点からの評価というものも、あっても良いのかなと思います。以上です。

(岡会長) ありがとうございます。

ほか、いかがですか。小野専門委員、どうぞ。

(小野専門委員) 資料5の視点①に高齢者の見守りも含めているところについて一点、申し上げたいと思います。その横に、世帯構成の推移としてグラフも出ているのですが、世帯という単位が、今非常に捉えにくくなっている。特に、高齢者福祉の関係で言いますと、高齢者の単身世帯、あるいは高齢者の夫婦だけの世帯などが一体どのくらい

るのかについて把握が難しくなっているのではないか。つまり、世帯の所得制限をクリアするために、一緒のところに住んでいて実態として生計も一緒なのだけれども、別の世帯にするということがかなり広まってしまっているということが、最近では大分知られてきていると思うのです。

そのことが、高齢者だけの世帯が実際にどこにどれくらいいらっしゃるかということの把握も難しくしていますし、医療や介護の制度自体の運用にも関わります。ある種の介護サービスなどの現場で混乱も起きているということを直接見聞きすることもあります。あるいは、ある種の不公平みたいなものも起きていると思います。

これも、私が断片的にメディアで見聞きしたり、個別に少し話を聞いたりしたという程度の情報ですが、少し前までは、役場の窓口を中心に、本来生計も一緒にしているのに世帯分離はおかしいという認識というのはかなりあったと思うのですが、最近はどうもそうでもなくなってきていると。

ちょっと語弊があるかもしれませんが、例えば、病院とか、医療とか、介護の現場では、むしろ世帯分離が勧められているということもあります。世帯分離について、きちんと調べたようなものについて、私は寡聞にして知りません。行政評価監視などで、それをテーマにしてもらえると、例えば、高齢者の見守りというようなことにも関わってくるような気がします。特に、現場での高齢者の福祉などに関わるところで、住民基本台帳上は高齢者だけの世帯になっているのだけれども、現実には子供の家族と普通に暮らしているというようなものがどのくらいあるのか。また、それが、いろいろな制度の運用等にどういう影響を及ぼしているのか、といったことを何らかの方法で調べる必要があるのではないかと思います。これは世帯分離を認めるか否かの運用に止まらない、大きな課題になりつつあるのではないかと感じています。

(岡会長) ありがとうございます。

加藤専門委員。

(加藤専門委員) ありがとうございます。現地機関が収集した課題を個別に取り上げるというアプローチは問題がクリアになり、とても良いと思いました。ただし、内容の異なる個別課題をどうくくって、どういう視点で調査したら良いのかという点は、少し考えなければいけないポイントだと思いました。

もちろん、同じような課題に対してグッドプラクティスを示すというのはよくあるやり方です。しかし、これだけ違う課題が出てきている場合だと、試したほうが良いと思った

のは、一見違う課題のように見えてもその課題の構造をよく調べてみると実は類似性がある場合に、ある課題で実行されているグッドプラクティスを一度抽象化して、なぜうまくいっているのかをよく考えた上で、全く違う課題に当てはめてみるという作業です。こういう作業ができるのは、これだけ多様な課題を把握できる総務省だけだろうという気がします。

なので、それぞれの課題がどういう構造なのかを、もちろん個別の課題に応じて分析するのは大いに結構なことなのですが、できれば少し抽象化した上で、同じロジックでほかの課題の解決策を語れないだろうかという視点でも考えていただけると、いろいろな問題を集めてきていることのメリットが発揮されるのではないかと思います。

ただし、課題をどうくくるのかという視点が、結局は必要になってきます。例えば、本日のお話でいきますと、移動の問題、教育の問題、労働の問題が挙げられていましたが、これらはいずれも権利を守るという意味では共通しているかもしれないと思いました。移動の権利を守るにはどうしたら良いのか、教育の権利はどうやったら守れるのか、もしくは適正な環境で働く権利をどうやったら守れるのかという構造は、もしかしたらお互いに似ている点があるかもしれません。どういうアプローチでそれぞれの課題を解決しようとしているのかという点について、少し抽象度を高めたレベルで見いただけると、おもしろいアウトプットが出るのではないかと思います。以上です。

(岡会長) ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。

白石臨時委員、どうぞ。

(白石臨時委員) 私も、現地機関の情報収集というのは、総務省ならではのアドバンテージを活かせると思い、進めていくことに意義があるのではないかと思います。

先ほどEBPMの取組をやりようというお話がありました。社会実験の話や統計的に高度な話がありましたけれども、今回見せていただいた3ページからの課題設定と図表の提示こそが、EBPMの最初のとっかかりではないかと思っております。つまり課題をもとに、その背景になるような事実関係、データをグラフにしてみる。そこから、何が言えるのか、何が問題なのかなというのを、皆さんで共有していくということから、EBPMが始まっていくという感想を持ちました。以上です。

(岡会長) ありがとうございます。

岸本専門委員、どうぞ。

(岸本専門委員) 思い出したのですけれども、僕は1年前ぐらいにこの場で、この行政

評価のガイドラインみたいなものがあつたほうが良いのではないかという話を少し申し上げました。今、加藤専門委員からあつたお話は、まさにそういうことだと思いました。

要するに、いろいろな調査をたくさんやっているのですけれども、それぞれが一つずつ行われていて、非常にもったいないと思っています。あるところで取り組んだ切り口が、ほかのところで使える等の考え方があり得ると思います。共通の切り口とか、こういった問題に対してはこういう切り口が有効であるとか、こういったアプローチが効果的ということについて事例もたくさんたまってきたらと思いますので、メタ的に何かを考えてみてもいいのではないかと思います。

今日の話と直接関係なく、役に立たないかもしれないですけれども、メタ的な話ということで、課題をどう発見するかということも一つの研究というか、調査テーマなのではないかなと思っています。今回、現地機関からの情報を整理したことも一つのアプローチだと思いますし、ほかにも問題を見つけるための方法論というのはあるかもしれない。

例えば、多くの場合、問題が顕在化してきたものを捉えるということになっているのですけれども、理想を言うと、顕在化する直前にでも調査をやっていて、顕在化したときには既にこういう調査があつたとなると非常に役に立つと思います。例えば、過去にあつた問題について、どこでその問題の芽が出たのかというのを振り返ってみると、顕在化する前にどうすれば問題を見つけられるかといったことが、浮かび上がってくるのではと思います。

直接、今回の話には役に立たないかもしれないのですけれども、これだけたくさん課題が出てきているので、今後それをどう全体としてメタ的に考えるかという視点です。

(岡会長) ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

本日、多くの御意見を頂きました。今後の調査テーマにつきましては、今頂きました御意見も踏まえまして、引き続き事務局において検討を進めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

本日の審議は以上でございます。最後に、今後の審議日程について、事務局から説明をお願いいたします。

(高橋企画課企画官) それでは、資料6を御覧ください。今後の審議日程につきまして、現時点での予定を御案内申し上げます。

次回は、11月13日、月曜日の午後に、政策評価制度部会との合同で開催する予定でござ

います。この会では、平成30年度以降の調査テーマ候補のほか、女性活躍の推進等、三本の政策の評価の計画などについて御審議いただきます。

さらに、来年の平成30年2月2日、金曜日の午後には、部会単独で、また、3月2日、金曜日の午前には部会との合同で開催する予定にしております。

議題につきましては、御覧の内容を予定しておりますが、詳細につきましては、追って事務局から御連絡を差し上げたいと存じます。

以上でございます。

(岡会長) ありがとうございました。以上をもちまして、第9回政策評価審議会と第12回政策評価制度部会の合同会合を閉会いたします。皆様、お忙しい中御出席をいただき、誠にありがとうございました。